議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和３年９月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和３年９月29日

大阪府教育委員会

〇事件議決案

１　指定公立国際教育学校等管理法人の指定の件

〇条例案

１　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件

２　職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

３　職員の懲戒に関する条例一部改正の件

４　大阪府立学校条例等一部改正の件

＜参考＞

　　〇大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第７条　　（略）

　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。